

小規模保育事業にかかる施設改修費等補助について

本市補助事業として採択された場合、建物の改修等に必要な経費の一部を補助します。

1 補助内容

種目	対象経費	補助基本額	補助率	補助額
改修費等補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 設計監理費（実施設計業務・工事監理業務） ※<u>基本設計業務等は補助対象外です。</u> ・ 備品購入費（1品2万円以上対象） ・ 賃借料（礼金含み、敷金除く） <p>※補助対象期間は、<u>事業採択後（審査結果通知後）から開園日（平成31年3月分賃借料）まで最大6か月間を上限とする。</u></p>	3,200万円	3/4	（上限）2,400万円

※補助額は、上記補助基本額と市長が認めた補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に上記補助率を乗じた額（千円未満切捨）

2 留意事項

（1）資金計画

整備に当たっては、補助金以外の自己資金や借入金の計画が整っていることが必要です（別紙様式「施設整備にあたっての資金計画」を作成）。

①自己資金

- ・ 整備の財源に自己資金が含まれる場合には、当該自己資金が確保されていることがわかる書類（金融機関発行の残高証明書及び過去1年分の預金通帳の写し）の提出が必要です。
 - ・ 金融機関が複数の場合には、全ての金融機関の残高証明書を、全て同一日付で取得してください。
 - ・ 自己資金を新たな口座に振り替えた場合にも、振替元の通帳の写しを提出いただきます。
- ※通帳等の残高が見かけ上、確保されていてもその財源が借入金である場合には、自己資金とはみなしません。

※複数の施設を整備する場合でも、自己資金はそれぞれ確保していただく必要があります。

②借入金

- ・ 財源に金融機関からの借入を想定している場合には、当該金融機関が発行する融資見込証明書（金融機関の独自様式のもの）の提出が必要です。
- ・ 融資証明書の発行には通常一定の期間を要しますので、金融機関への早めの相談をお勧めします。
- ・ 併せて、当該借入にかかる償還計画表（金融機関作成）を提出していただきます。

③その他

- ・その他、寄附金等を財源とする場合など、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
- ・協議時に提出した資金計画の事業費・借入額は上限額として扱います。事業採択後（審査結果通知後）に、事業費・借入額が増加する計画変更は基本的に認められません。

（２）改修費等補助

補助事業は、本市の契約手続きに準拠して行います。

①設計業者について

- ・応募にあたっては、専門の設計業者が作成した施設のレイアウトがわかる平面図を提出してください。専門の設計業者によらない、申請者自身がパソコンや手書き等で作成した平面図は受けません。なお、応募用の図面作成にかかる費用は申請者の自己負担となります。
- ・設計業者は、仙台市の指名登録業者（コンサル）の中から、種目が建築設計の業者の中から選定してください（別添「仙台市指名登録業者の調べ方」参照）。仙台市の指名登録業者以外の業者の場合には、補助事業として認められませんので、注意して下さい。
- ・応募に必要な図面は、施設のレイアウトがわかる平面図です。平面図には、部屋割りや部屋の面積（保育室等の場合は有効面積）、水回り設備の配置、寸法など、必要な情報がわかる内容としてください。また、消防法及び建築基準法上について適宜必要な協議等を行ってください（消防法：各区消防署予防課指導係 建築基準法：各区街並み形成課）
- ・協議書に添付していただく工事見積書も、平面図を作成した設計事業者が作成してください。工事の見積額が、申請者の主観的な見積りや知り合い等の建築工事業者からのヒアリングなどの場合は、認められません。
- ・施設の平面図は、事業採択後（審査結果通知後）、市との協議により細部が変更となる場合があります。
- ・補助事業として採択された後に行う入札の際には、当該平面図以外に、入札に使用する設計図書の作成が必要となります。当該設計図書は、公募申請時に作図を依頼した設計業者へ引き続き依頼していただいて構いません。
- ・入札に必要な設計図書は、入札に参加する工事業者が判断できる内容として、申請者及び設計業者が協議の上決めてください。
- ・設計と施工は別となります。また、設計業者は、工事の入札に参加できません（施工も行える設計業者の場合でも、設計を担当した場合は、工事入札に参加できません）
- ・補助事業として認められるのは、事業採択後（審査結果通知の日付の後）となります。事業採択前の経費については、補助事業に含めません。

②工事施工業者について

- ・工事施工業者は、予定価格が 1,000 万円未満の場合は指名競争入札、予定価格が 1,000 万円以上の場合は制限付き一般競争入札（予定価格が低い場合には見積合わせ）により決定します。指名競争入札の場合、入札参加業者は、申請者が、市の指名登録業者の中から予定価格に応じた数を任意に選定します。
- ・市の指名登録業者以外の業者（指名停止処分中の業者を含む）を参加させての入札や随

意契約は認められませんので注意してください。

- ・ 入札は申請者自身が実施します（市が入札を行うわけではありません。入札の方法や手続き、書類などについて市がやり方をお示しいたします）。
- ・ 現場説明を実施するかどうかは、申請者が決めます。
- ・ 補助対象となる備品についても、見積合わせにより購入します。また、単価（税込）が2万円以上の物品が補助対象となりますが、定価が2万円以上でも、見積合わせ等の結果2万円を下回った場合には、補助対象から外れます。
- ・ 児童が使用する遊具のうち、ままごとセット類、ブロック・積み木類（大型のものを除く）、ビニール製品、プラスチック製品等及び子ども用食器セット類、使用により減耗され又は損傷しやすいと認められるものは、2万円以上でも対象となりません。
- ・ 備品の協議時の見積の際には、カタログ等の定価を使用してください。インターネットの価格比較サイト等を利用した低価格な算定は、見積合わせの不調（予定価格を下回る価格を提示できる事業者がない）やそれに伴う計画変更（事業費の増）を招く可能性があります。また、インターネットに価格を掲示している当該事業者が、そもそも市の指名登録業者となっていない可能性もあります。

③賃借料補助について

- ・ 賃借料補助の対象となるのは、平成30年4月1日以降に新規契約した物件の建物賃借料、礼金です。敷金や仲介手数料は対象となりません。
 - ・ 新規契約とは、新しい物件を実際に借り上げ始める際の契約を指し、既に賃貸借契約を締結している物件の契約更新、契約をいったん破棄しての再契約などは含まれません。
 - ・ 保育施設開園前の、工事期間中の賃借料も補助対象となります。この場合、補助の対象となる契約期間は、事業採択後（審査結果通知後）からとなります。
 - ・ 協議に際し物件を抑えるために要した経費（事業採択より前の経費）は補助対象外です。
 - ・ 月々の賃借料の額は、地域の水準と照らし合わせて同等以下である必要があります。
 - ・ 補助の対象となる開園日までの賃借料（平成31年3月分までの賃借料）について、市は、当該賃借料が支払済みであることを証憑で確認の上、補助金を申請者にお支払します。
 - ・ 補助の対象となる賃借料の、申請者が建物オーナーへ支払う期限は平成31年3月末日までですので注意してください。
- ※賃借料補助を受けた後でも、平成31年4月の施設開設以降は公定価格（給付費）の賃借料加算を受けることができます。